

観音寺市障害者活躍推進計画

機関名	観音寺市
任命権者	市長 白川 晴司
計画期間	令和2年4月1日～令和12年3月31日（10年間）
観音寺市における障がい者雇用に関する課題	観音寺市においては、平成30年において、障害者任免状況通報の内容について再点検を行ったところ、職員の範囲に誤りが見られ、法定雇用率が未達成であったことが発覚した。このため、令和元年を計画期間とする障害者採用計画を作成するとともに、積極的な採用活動を行い、令和元年12月31日時点では法定雇用率を達成するに至った。ただし、今後も定年退職者等により雇用率の変動が見込まれるため、法定雇用率の達成に向けて取り組みを進めなければならない。
目標	
①採用に関する目標	○実雇用率（各年6月1日時点） 各年度 法定雇用率を下回らない。 （評価方法）毎年任免状況通報により把握・進捗管理
②定着に関する目標	○不本意な離職者を極力生じさせない。
取組内容	
1 障がい者の活躍を推進する体制整備	○障害者雇用推進者として政策部秘書課長を選任する。 ○障害者職業生活相談員を選任し、障がいがある職員に対し当該職員が相談窓口である旨通知する。
2 障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出	○障がいがある職員との面談や障がいがある職員からの申し出により、業務の適性を点検し、必要に応じて業務分担の変更等を検討する。
3 障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	○募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。 ・特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。 ・自力で通勤できることといった条件を設定する。 ・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。 ・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。 ・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。 ○障がい者の要望を踏まえ、職場環境の整備を検討する。
4 その他	○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達等の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注を通じて、障がい者の活躍の場の拡大を推進する。

観音寺市教育委員会障害者活躍推進計画

機関名	観音寺市教育委員会
任命権者	観音寺市教育委員会
計画期間	令和2年4月1日～令和12年3月31日（10年間）
観音寺市教育委員会における障がい者雇用に関する課題	<p>観音寺市教育委員会においては、平成30年において、障害者任免状況通報書の内容について再点検を行ったところ、職員の範囲に誤りが見られ、法定雇用率が未達成であったことが発覚した。このため、令和元年を計画期間とする障害者採用計画を作成したところであるが、正規職員の採用は市長部局において一括で行っていることから、市長部局と連携し、市全体での雇用率の達成に向けて取り組みを進めなければならない。</p>
目標	
①採用に関する目標	<p>○実雇用率（各年6月1日時点） 各年度 法定雇用率を下回らない。 （評価方法）毎年任免状況通報により把握・進捗管理</p>
②定着に関する目標	<p>○不本意な離職者を極力生じさせない。</p>
取組内容	
1 障がい者の活躍を推進する体制整備	<p>○障害者雇用推進者として教育部教育総務課長を選任する。 ○障がいがある職員に対しては、障害者職業生活相談員の有無に関わらず、速やかに相談窓口を設置し、当該職員にその旨通知する。</p>
2 障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出	<p>○障がいがある職員との面談や障がいがある職員からの申し出により、業務の適性を点検し、必要に応じて業務分担の変更等を検討する。</p>
3 障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	<p>○募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。 ・特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。 ・自力で通勤できることといった条件を設定する。 ・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。 ・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。 ・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。 ○障がいがある職員の要望を踏まえ、職場環境の整備を検討する。</p>
4 その他	<p>○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達等の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注を通じて、障がい者の活躍の場の拡大を推進する。</p>

観音寺市農業委員会事務局障害者活躍推進計画

機関名	観音寺市農業委員会事務局
任命権者	会長 森川 光典
計画期間	令和2年4月1日～令和12年3月31日（10年間）
観音寺市農業委員会事務局における障害者雇用に関する課題	<p>観音寺市農業委員会事務局においては、職員総数が5名程度の小規模な機関であり、職員採用については、市長部局が一括して行っている。</p> <p>平成17年10月の市町合併以降、障がいがある職員は在籍したことがないため、環境整備等の組織的な体制整備は特段行ってこなかった。</p>
目標	
①採用に関する目標	<p>○障害者雇用の推進に関する理解を促進する。 （評価方法）市長部局人事担当課と障がい者の採用について協議を行うこと等により、障害者雇用についての理解の促進に取り組む。</p>
②定着に関する目標	なし
取組内容	
1 障がい者の活躍を推進する体制整備	<p>○障害者雇用推進者として事務局長を選任する。 ○障がい者を雇用する際には、障害者職業生活相談員の有無に関わらず、速やかに相談窓口を設置し、当該職員にその旨通知する。</p>
2 障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出	<p>○障がいがある職員を雇用する際には、当該職員との面談により、担当業務や業務内容を検討する。</p>
3 障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	<p>○障がいがある職員を雇用した際には、当該職員の要望を踏まえ、職場環境の整備を検討する。</p>
4 その他	<p>○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達等の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注を通じて、障がい者の活躍の場の拡大を推進する。</p>

観音寺市議会事務局障害者活躍推進計画

機関名	観音寺市議会事務局
任命権者	議長 大賀 正三
計画期間	令和2年4月1日～令和12年3月31日（10年間）
観音寺市議会事務局における障害者雇用に関する課題	<p>観音寺市議会事務局においては、職員総数5名であり、職員採用については、市長部局が一括して行っている。</p> <p>これまで障がいがある職員は在籍したことがないため、環境整備等の組織的な体制整備は特段行ってこなかった。</p>
目標	
①採用に関する目標	<p>○障害者雇用の推進に関する理解を促進する。</p> <p>（評価方法）市長部局人事担当課と障がい者の採用について協議を行うこと等により、障害者雇用についての理解の促進に取り組む。</p>
②定着に関する目標	なし
取組内容	
1 障がい者の活躍を推進する体制整備	<p>○障害者雇用推進者として事務局長を選任する。</p> <p>○障がい者を雇用する際には、障害者職業生活相談員の有無に関わらず、速やかに相談窓口を設置し、当該職員にその旨通知する。</p>
2 障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出	<p>○障がいがある職員を雇用する際には、当該職員と適宜面談を行い、能力や希望を踏まえ適切な職務の選定や創出について検討する。</p>
3 障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	<p>○障がいがある職員を雇用する際には、必要に応じて当該職員と面談を実施し、状況把握・体調配慮等職場環境の整備を検討する。</p>
4 その他	<p>○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達等の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障がい者の活躍の場の拡大を推進する。</p>